

平成30年12月19日

発 言 者	発 言 要 旨
山科委員	今般の大雨災害に係る災害査定の状況はどうなっているのか。
砂防・災害対策課長	<p>今週の第9次査定をもって、査定が終了する予定である。</p> <p>8月豪雨災害については、申請に対し、査定決定額は約89億5,000万円で、査定率は91.1%である。このうち、県工事の査定決定額は約72億9,000万円で、査定率は91.4%である。</p>
山科委員	約91%という査定率をどう受け止めているのか。
砂防・災害対策課長	9割を超えているということは、県や市町村から適正な申請が行われ、査定時においても申請内容をご理解いただいた結果だと判断している。
山科委員	今後、査定に従って復旧工事が行われていくことと思うが、災害復旧工事については、どのくらいの期間で行うこととなるのか。また、最上地域においては、今年度及び来年度の執行の見込みはどのくらいになるのか。
砂防・災害対策課長	<p>災害復旧事業は、発生年度を含め3箇年で復旧工事を完了することになっている。</p> <p>3箇年で復旧できるよう、初年度である今年度は全体の85%以上、2年目の来年度には99%以上の国庫支出金が配分される見通しである。</p> <p>配分を踏まえて、今後、速やかに工事の発注に努めていくものの、降雪期でもあり、配分された全てを年度内に完了させるのは困難で、平成31年度へ繰越を行い対応するため、相当量の工事が見込まれる。</p>
山科委員	工事の発注について、地元で対応可能かどうかと心配している。災害復旧工事については地元企業等に実施してほしいと考えるが、課題はないのか。
建設企画課長	<p>今回は災害復旧箇所が多いため、技術者が不足しないかという心配があり、復旧工事を進めるためには、限られた技術者を上手に活用することが課題となる。</p> <p>この対応としては、次の三つが挙げられる。</p> <p>一つ目は建設業法上における要件の緩和がある。本来3,500万円以上の工事の場合は、主任技術者に専任義務があったが、東日本大震災以降、10kmの範囲内で一体性等が認められる工事は二つまで兼務できるようになった。</p> <p>二つ目は発注ロットをまとめることである。これにより事業数が減り、その結果、必要な技術者の数が少なくて済むようになる。</p> <p>三つ目は余裕期間制度の活用がある。余裕期間制度とは、実工期（工事日数）の30%を超えず、かつ、契約予定日から4箇月を超えない範囲内で工事着手日を受注者が設定できる制度であるが、従来は設計金額が3,500万円以上の工事を対象としていたものを、この度の災害を契機に金額要件を撤廃し、3,500万円未満の工事にも適用できるよう制度改正したところである。</p> <p>なお、工事箇所数が多い最上の状況を総合支庁に確認したところ、地元の技術者数の範囲内で対応が可能であると見込んでいるとのことである。</p>
山科委員	建設従事者が不足しているが、最上地域においては、下請けに入っている若者が

発 言 者	発 言 要 旨
建設企画課長	<p>新たに建設会社を起業しようとする動きがある。会社設立への対応について、どのような支援があるのか。</p> <p>若い方が建設会社を起業しようとする場合には課題があり、いろいろな相談窓口があると思うが、総合支庁も支援窓口となるよう考えていきたい。</p>
山科委員	<p>災害復旧の対象とならない県管理河川及び県道の被災箇所の対応はどうしているのか。</p>
参事(兼)河川課長	<p>県管理河川の災害箇所が約 500 箇所、査定申請箇所は約 400 箇所となっている。小さな河川での護岸補修や堆積土砂の撤去等、県が管理する河川については、9月議会において河川関連の県単独予算の約 23 億円を増額補正し、対応している。</p>
道路保全課長	<p>箇所当たりの工事経費が 120 万円に満たないものについては、単独災害で要望している。その他、道路の被害が無く、災害とならない土砂流入、流木処理、冠水箇所のバリケード、側溝清掃などは、9月議会で道路維持修繕費 2 億 6,000 万円を増額補正し対応している。</p>
山科委員	<p>流下能力緊急向上対策の実施箇所や大まかなスケジュール等について、どのように考えているのか。また、堆積土砂の浚渫等については、地域住民で活動しているボランティア団体等による活動も考慮した事業も行うべきと考えるがどうか。</p>
参事(兼)河川課長	<p>河川の流下能力緊急向上対策事業については、平成 31 年度から 5 箇年で対策を実施することとしており、初年度は約 30 箇所、30km を計画している。5 年で約 260 箇所、220km で堆積土砂や支障木の撤去を行う取組みである。</p> <p>また、長井地区では、最上川官民連携プラットフォームを設け、河川の公募型支障木伐採の取組みについて協議し、より広い範囲で長期的に伐採できれば用途も広がるとして事業化が決まったことから、堆積土砂についても同様の取組みを進めていきたいと考えている。</p>
山科委員	<p>災害認定されていない土地の住宅移転の支援としては、どのようなものがあるのか。</p>
建築行政主幹	<p>急傾斜や地すべり、土砂災害特別警戒区域などの指定された区域や、高さ 2 m 以上で傾斜 30 度を超える崖に近接している箇所を対象として、県と市町村、国との補助による、がけ地近接等危険住宅移転事業を昭和 49 年度から継続して実施している。</p> <p>移転する際の補助金は、除却が 80 万 2,000 円、土地購入費 96 万円、住宅建設費 319 万円で合計 495 万 2,000 円となっている。補助対象については、除却は工事費、土地購入費と住宅建設費は資金を金融機関から借りた場合の利子相当額が対象となる。</p>
加賀副委員長	<p>今般の大雨では、急傾斜地崩壊危険区域の指定要件に該当しない箇所で災害が発生した。</p> <p>9月定例会では、激甚災害に指定された市町村のうち保全人家 2 戸以上を対象とした国の補助制度があり、今後、県による補助金要綱の策定や県として何ができる</p>

発 言 者	発 言 要 旨
砂防・災害対策課長	<p>かなどを勉強していくとのことであったが、その後の対応状況はどうか。</p> <p>国の補助制度として災害関連地域防災がけ崩れ対策事業があり、激甚災害に指定された場合で、保全人家2戸以上又は公共施設に被害を及ぼすおそれがある場合に、事業主体となる市町村に補助を行う制度である。</p> <p>この事業は、県を経由して市町村に補助する間接補助となっており、県の補助金交付要綱を策定する必要があるが、県では未策定の状況である。現在、要綱の策定作業を進めており、来年度からこの補助制度を活用できるようにする。</p> <p>県独自の補助制度については、今後勉強していく。</p>
加賀副委員長	<p>交付要綱を策定し、来年度から活用できるようにするとのことだが、今般の最上地域の大雨で活用できる箇所はあるのか。</p>
砂防・災害対策課長	<p>今後、舟形町、大蔵村が激甚災害に指定される可能性はあるが、人家2戸以上が被災するような災害は発生しておらず、該当箇所はない。</p>
加賀副委員長	<p>流下能力緊急向上対策事業に土砂運搬の予算は計上しているのか。</p> <p>これまで市町村は、優先的に浚渫を実施してもらうため、大変な苦勞をして土砂の搬出先を確保してきた。今後、ストックヤードを増やしていくことも踏まえ、地域が協力するに当たり、交渉する際の条件等を分かりやすく示すことも検討してほしい。</p>
参事(兼)河川課長	<p>基本的には一定の運搬距離を見込んで計上している。市町村に協力いただきストックヤードとして県内7箇所に用地を確保することも予定している。</p> <p>流下能力緊急向上対策計画で定めた計画の5箇年での着実な実施に向け、PDC Aサイクルを回しつつ、ブラッシュアップしていく予定である。ストックヤードは基本的に河川区域として管理し、土砂を活用していく。</p> <p>ストックヤードの用地確保に向けては、わかりやすい住民向けパンフレットを作成し、地域に配布していきたい。</p>
田澤委員	<p>戸沢村蔵岡地区では、角間沢川の氾濫により甚大な浸水被害が発生したが、今後どのように対応するのか。</p>
参事(兼)河川課長	<p>県管理の角間沢川と国管理の最上川の合流地点であるため、国と県が合同で対応していく必要がある。11月末までに現地測量が完了し、現在、対策工法として、①住宅を堤防で囲む「輪中堤案」、②山際に新たに水路を整備して下流の古巻沢樋門から最上川に排水する「放水路案」、③角間沢川を拡幅して角間沢川排水樋門を再度改修する「角間沢川拡幅案」、④角間沢川の上流部から直接最上川に排水する「トンネル案」の4案について検討している。</p> <p>これらの対策案について、戸沢村と地元地区役員と相談のうえ、来年早々に地区住民に説明を行い、了解を得られた工法で対策を進めていきたいと考えている。</p>
田澤委員	<p>国では、2m³/sのゲートポンプで対応しているとのことであるが、大雨時の内水への対応をしっかりと実施してほしい。対策の財源は、社会資本整備総合交付金を活用するということがよいか。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
参事(兼)河川課長	国が主体となって、重要インフラの緊急点検を行っており、この点検結果に基づき国土強靱化のために3箇年で緊急対策を行うこととなっている。角間沢川についても、箇所付けはこれからではあるが、この3箇年緊急対策に係る予算を活用して進めていきたいと考えている。
田澤委員	次期「やまがた水害・土砂災害対策中期計画(案)」の中に、簡易型河川監視カメラを78基設置するとあるが、その役割と設置箇所はどうなるのか。
参事(兼)河川課長	近年の豪雨では、避難等の情報を出しても避難しない場合が多いことから、スマートフォン等を利用して、河川の状況を画像で見られるようにすることにより、円滑な避難につなげたいと考えている。 簡易型河川監視カメラは、洪水予報河川や水位周知河川の主要70河川に設置する予定であり、危機管理型水位計の設置と同様に、できる限り早急に設置していきたい。
田澤委員	議第179号の屋外広告物条例の一部改正について、これまで何回、条例を改正しているのか。
県土利用政策課長	条例は昭和49年10月に制定され、これまでに18回改正されている。
田澤委員	県の条例が守られていない屋外広告物は何件あるのか。
県土利用政策課長	県全体で約1,000件である。
田澤委員	附則に「罰則の適用については、なお従前の例による。」とあるが、山形市内の今ある違法広告物の対応についてはどうなるのか。
県土利用政策課長	平成31年4月1日以降は、山形市の条例に基づき、行政指導も山形市が行うことになる。
田澤委員	県内建設業は人手不足だが、外国人材を活用したいといった要望について聴取をしているのか。
建設企画課長	県内建設分野の有効求人倍率は、平成30年10月末で6.8倍となっている。 県内建設業における外国人労働者については、29年10月末時点で177人、その内136人が技能実習生として従事している。新たな在留資格である「特定技能」に関して、政府は、今後5年間で建設業においては全国で最大4万人の受入れを見込んでおり、県内においても外国人労働者の増加が見込まれる。 課題は、外国人雇用に関するノウハウを持つ建設業者が少ないこと、外国人雇用や生活支援に関する相談窓口が不明確なこと、受入れに当たって、コミュニケーションや文化、習慣の違いへの不安を感じる建設業者が少なくないこと、元請であるゼネコンの理解不足により、現場入場を断られるケースがあること等である。 県では、商工労働部が、建設業者を含む県内企業約2,000社にアンケート調査を実施し、現在取りまとめを行っており、今後、調査結果を踏まえ、関係部局と連携

発 言 者	発 言 要 旨
田澤委員	<p>しながら建設業における受入れ拡大に向けた取組みを進めていきたい。技能実習制度や特定技能による受入れの仕組みや、実際の受入事例などについて、企業に対し様々な機会を捉えて情報提供を行っていきたい。</p> <p>現在の受入れ状況からみると、足場組立や解体、基礎工事の型枠施工などの現場での受入れが考えられるが、国の動向を注視しながら取組みを進めていきたい。</p> <p>国でもまだ詳細が決まっていない。また、県のアンケートもとりまとめているところであるが、建設業協会に話を聞くと、日本人並みの給与とすることなどについて、厳しいのではないかと声がある。</p> <p>対象となるのは、単純労働者と考えている方が多いようだが、それだけだと法の趣旨に反するし、法が現実にあっていないかもしれないが、山形で外国人労働者が失踪することがないよう対応してほしい。</p>
山科委員	<p>経済連携協定（EPA）で、単純労働の中でもある程度技術を持って入国している方は、建設業でもいるか。</p>
建設企画課長	<p>外国人労働者 177 人の内訳としては、東京オリンピックの需要への対応としての特定活動の方が 13 人、専門的技術的分野の方が 4 人いる。</p>
山科委員	<p>その 4 人が EPA かもしれないが、日本より韓国の方が人気のある状況もあり、単なる労働者としてだけ入れるのは違うと認識している。EPA という連携の中で、ある程度資格を持ちながら日本で働きたい人を含めて模索していく必要があると考える。</p>
田澤委員	<p>タイのチャオプライ川があふれたときの話だが、金型についてタイ人が日本人に教えているということがあった。</p> <p>こうした状況を見ると、かなり技術力のある人が外国から来る可能性もある。半導体の製造にしても日本では人が減らされているので外国人の方が優れているということがある。建設現場はちょっと違うかもしれないが、このあたりも考えて取り組んでいただきたい。技術力では日本が負けているところもあるので、建設現場でも技術のある方を入れてほしい。</p>
加賀副委員長	<p>建設現場では募集しても来てもらえない中で、外国人について前向きに考えるのかと業界の方に聞いたところ、考えたいが、建設業は単純労働だろうと思われるかもしれないが、実は法律に基づいた資格、免許がないとできない仕事であり、外国で技術を磨いた人だけではなく、受け皿を作り養成したうえで初めて現場に出せる状況になる、とのことであった。</p> <p>業界で受け皿をつくりたいという話が今後出てくる可能性もあるが、その際には県の支えも必要と思うがどうか。</p>
建設企画課長	<p>県内でも先進的に技能実習生を活用している企業では、単なる労働者でなく待遇や生活面で支えているところがある。</p> <p>そういう受入れ体制が重要になってくると考えられるので、業界とも意見交換しながら、他部局とも連携して考えていきたい。</p>
加賀副委員長	<p>それぞれの部門で、商工会や農協などが、受け皿作りを模索していると思うので、</p>

発 言 者	発 言 要 旨
田澤委員	建設の方でも検討してほしい。 酒田港中長期構想（素案）において、リサイクルポートについての記載があるが、中国において資源ゴミの輸入規制を行っていることへの対応はどのように考えているか。
空港港湾課長	これまで、鉄くず等は、中国や韓国が主な輸出先であったことから、中国の輸入規制は課題と考えている。今後、他の輸出先を考える場合、経済発展が進む東南アジアなどが考えられるが、輸送距離が長くなるため、他のリサイクルポートと連携し、大型船で輸送を行うなど、効率的な輸出を目指していく。
田澤委員	輸出されている資源ゴミは劣悪なものも多いと聞く。より環境に配慮した分別を行い、付加価値の高い資源ゴミを輸出することなどを、中長期構想に入れることはできないか。
田澤委員	東日本大震災時は、酒田港に入った支援物資の輸送等で国道 47 号が被災地の支援に役立った。国道 47 号を重要物流道路に指定する必要があると考えるがどうか。
県土整備部長	平成 31 年 3 月を目途に、高速道路、地域高規格道路、直轄国道等が重要物流道路として指定される見込みである。国道 47 号は直轄国道であるため、1 次指定されるよう働きかけていきたい。
今井委員	産業技術短期大学校土木エンジニアリング科の就職状況はどうか。
企画主幹	2 年生 21 人のうち、就職希望者 20 人全員が内定を受けている。 内訳として建設会社 11 人、コンサルタント等 7 人、公務員 2 人となっている。
今井委員	国土交通省で『農地付き空き家』の手引き』を作成しているようだが、県内の空き家の状況や農地付き空き家の取引状況はどうなっているのか。
建築住宅課長	現在、県内の持ち家の空き家は 2 万 2,000 戸と把握しているが、そのうち農地付き空き家の数は把握していない。ただし、農地の売買・賃貸には農業委員会の許可が必要となるので、そちらで把握していると思われる。 なお、農地法では許可要件として農地 50 a 以上とされているが、この面積を引き下げることができる。
今井委員	農地付き空き家については、農地の許可手続きと空き家の売買はセットと考えるが、県内の実例を把握しているか。
建築住宅課長	農地は宅地ではないことから、宅地建物取引業法の適用外ということで、把握していない。
今井委員	国土交通省で手引きをまとめ、県内でも取引があるのであれば、空き家関連として把握が必要ではないか。今後の対応はどうか。
建築住宅課長	農地法の許可面積 50 a の引下げは県内 23 市町で行っており、うち 7 市町が 10 a

発 言 者	発 言 要 旨
	未満まで引下げている。背景には農家の担い手不足があるが、国土交通省では空き家とセットで移住・定住などの過疎対策にも使えるとして、今年3月に手引きを作成した
今井委員	空き家は増加傾向にあるのか。上山市のモデル事業等の取組みなどにより、賃貸や売買物件が増えているのか。
建築住宅課長	県内の新設住宅着工戸数は5,000戸程度あり、中古住宅の売買件数は892戸との統計データがあるため、住宅流通の15%程度は中古住宅となっている。
今井委員	今後、増加する外国人の受入れなど、空き家をどう活用していくかは大きな課題であるため、十分検討してほしい。
今井委員	県土整備部の入札ミスが新聞で取り上げられた。過去5年間で314件、平成30年10月末までで21件のミスが発生している。県の対応状況はどうか。
建設企画課長	<p>入札ミスが少なからず発生しており、なくならない状況について申し訳ないと思っている。</p> <p>原因は、約8割が設計積算誤りであり、年度替わりの職員の経験不足で単純な入力誤りが原因となる場合が多く、また、若手職員に対する組織としてのチェックが十分機能していないことがある。</p> <p>9月27日に、入札事務ミスの再発防止に向けた事務改善策をとりまとめた。</p> <p>その中では、①一番多い積算誤りの防止対策として、設計書の統一したチェックリストを作成するほか、審査体制の強化として、これまでライン長に集中していた設計書の審査について、職場全体で分担して審査すること。②研修の強化として、研修内容に、最近発生したミス防止対策を追加すること。③入札システムの改善として、電子入札に係る複数システム間のデータ連携がなされるよう改修すること。④意識改革及び知識の向上として、各所属でミス防止に係る定期的なミーティングの開催や、若手職員をサポートする職員の指定、検証会で発生原因の分析及び具体的再発防止策等について検討することを示した。</p> <p>その後の効果としては、10月と11月に発生したミスは9件あったが、昨年度の同期間は17件であり、約半分に減少している。2箇月間の比較のみであるが、一定の効果があつたものと考えている。今後もミスがなくなるよう努めていきたい。</p>
加賀副委員長	議第189号、山形県総合運動公園の指定管理者の選定にあたり、何を重点的に審査したのか。
都市計画課長	審査項目は、サービス水準を向上させる取組みや、地元への貢献度、利用時間の拡大や施設予約の方法などである。
加賀副委員長	これまでの指定管理者が次の指定管理者に応募した場合でも、万全の審査をした上で選定したと思うが、施設運営にあたっては、これまで以上に施設の価値を高めるための施策をしっかりと展開していただけるように、県でも万全の対応をお願いしたい。
都市計画課長	選定にあたっては、県の基準により、これまで管理していた内容を標準として、

発 言 者	発 言 要 旨
加賀副委員長	<p>審査項目を毎回設定し、提案内容を審査している。</p> <p>山形県強靱化計画の中で道の駅の防災拠点化を推進していくこととなっているが、新しい道の駅だけでなく、既存の道の駅も防災拠点として機能強化する考えか。</p>
道路整備課長	<p>山形県強靱化計画において、道の駅が防災上の役割を發揮できるよう、防災トイレ、自家発電、耐震貯水槽等を整備するなど、防災機能の強化を図ることとしている。これは新規に整備する道の駅だけでなく既存の道の駅についても対象としている。</p>
加賀副委員長	<p>道の駅を管理している市町村からの防災機能強化の要望状況はどうか。</p>
道路整備課長	<p>「やまがた道の駅」緊急整備支援事業費補助金において、防災施設整備についても補助の対象としている。防災機能の整備について、市町村へ紹介していきたい。</p>
加賀副委員長	<p>支援事業の内容をもう一度市町村へ周知し、道の駅の防災拠点化について確認してはどうか。</p>
道路整備課長	<p>道の駅には様々な機能が求められており、防災拠点も道の駅の果たす役割と考えている。市町村に対して、道の駅が十分活用されるよう防災機能の強化を働きかけていく。</p>
加賀副委員長	<p>G P Sの活用により除雪事務の効率化が図られるばかりでなく、様々な活用が考えられる。間口除雪についてG P Sを使って市町村と連携して取り組むことは可能なのか。</p>
道路保全課長	<p>市町村では、G P Sにより除雪機械の位置情報を提供しているが、県の除雪は深夜から早朝にかけて行うため、位置情報の提供は考えていない。間口除雪については、市町村において地域の合意がなされ、申し出があった箇所を実施している。</p> <p>ただ、G P Sを活用したシステムの技術は日進月歩であることから、稼働の実績を踏まえ3～5年後の次の更新時に、改めて検討していきたいと考えている。</p>
加賀副委員長	<p>除雪稼働管理システムの導入は、県の目的に合うよう導入し、将来的な活用も視野に入れてほしい。また、間口除雪も市町村と連携して欲しい。</p>